

保育所・幼稚園について よくいただくご質問

健康福祉課子育て支援室 ☎️ 25 1184

保育所と幼稚園の違いは？

保育所と幼稚園はどちらも子どもたちの年齢に応じた健やかな成長を応援しています。が、次の違いがあります。

幼稚園

目的 義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適度な環境を与えて、その心身の発達を助長すること（学校教育法第22条）

保育時間

午前8時30分～午後2時

※預かり保育あり

保育所

目的 保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うこと（児童福祉法第39条）

保育時間

午前8時30分～午後4時30分

※長時間・延長保育あり

保育料はどのように計算されますか？

幼稚園

令和元年10月からの、幼児教育・保育の無償化制度によりすべての子どもたちの保育料は無償となります。

保育所

世帯の市民税の所得割額を

基に決定します。

※通常は児童の父と母の所得割の額を合算して算定します。なお、幼児教育・保育の無償化制度により、3～5歳までの全ての子どもたちと住民税非課税世帯の0～2歳までの子どもたちの保育料は無償となります。

給食について教えてください

幼稚園・保育所とも給食を提供しています。

幼稚園

保護者のかたに負担していただく給食費は、日額230円です。

保育所

0～2歳のお子さん
給食のための費用は保育料に含まれています。

3～5歳のお子さん
主食（ごはん）は家庭から持参していただきます。

保護者のかたに負担していただく給食費は、月額4500円です。

※幼稚園・保育所とも世帯構成や所得の状況により給食費が免除になる場合があります。



家庭での子育ても応援しています

健康福祉課子育て支援センター
☎️ 25 7225

あそびの広場「だっこ」

子育て中のお父さんやお母さんが、情報交換や仲間作りを行ったり、お子さんと一緒に遊んだりできる場所です。

利用日時 月曜～金曜日

午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

対象 未就園児とその保護者

とばっ子ハッピーセミナー事業

育児への不安感や負担感を軽減するため、子育てに必要な講座や親子で楽しめる講座、リフレッシュのための講座を開催しています。

今後開催予定の講座

10月19日（火） 律子さんとリズムであそぼう

10月27日（水） ハロウィンをお花で飾ろう

11月27日（土） ハピサタ講座 「直ちゃん劇場」

12月11日（土） ハピサタ講座 「子どもとLet'sクッキング」

このほか、毎月開催予定です。

一時保育事業

保護者のかたの就労や家族の疾病、介護、リフレッシュしたい時など、一時的に保育が必要となった場合にお子さんをお預かりする事業です。

利用日時 月曜～金曜日 午前8時30分～午後4時30分（半日利用もできます）

定員 3人 **料金**

年齢	利用料金	
	1日利用	半日利用
1・2歳	2,500円	1,250円
3歳	1,800円	900円
4歳以上	1,600円	800円

利用者支援事業

子育てのことならなんでも相談できる窓口です。保育士や助産師のスタッフに、子育てのことや産前産後のママの心と体のケアなど何でもご相談ください。

利用日時 月曜～金曜日 午前9時～午後4時30分
助産師は月曜・水曜・金曜日

申込・問合せ

くわしくは、子育て支援センターへ問い合わせてください。